

岐阜県災害派遣福祉チームの派遣費用の負担等に関する要領

(趣旨)

第1条 岐阜DWATの派遣に要する費用の負担等については、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び岐阜県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(県が負担する費用)

第2条 要綱第11の2の(2)に定める県が負担する岐阜DWATの派遣費用は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成27年3月19日から施行する。

この要領は、平成29年3月30日から施行する。

この要領は、令和3年8月13日から施行する。

別表（第2条関係）

対象費用	負担額	備考
旅費		
車賃	岐阜県職員等旅費条例（昭和32年岐阜県条例第30号）に定める額	自家用車両の燃料費を含む
鉄道賃	実費	
船賃		
航空賃		
宿泊料		
需用費		
消耗品費	実費	
介護用消耗品費		
燃料費		自家用車両の燃料費を除く
修繕費		携行福祉用具の修繕費に限る
役務費		
通信運搬費	実費	
使用料及び賃借料		
車両借上料	実費	
駐車料金		
有料道路通行料		